

「六ヶ所ウラン濃縮工場の新增設等計画書」の概要

六ヶ所ウラン濃縮工場に係る新規制基準等では、旧原子力安全委員会が定めた特定のウラン加工施設のための安全審査指針の設計要求に対し、「重大事故等の拡大の防止等」、「地震による損傷の防止」などについて、追加及び強化・明確化された。

新規制基準に対する施設設計の主要な評価項目に対する評価内容の変更の概要は、以下のとおりである。

(1) 地震による損傷の防止

新規制基準では、静的地震力及び保有水平耐力の算定の際に用いる耐震重要度に応じた割り増し係数について、建屋及び設備・機器について見直されている。

見直された割り増し係数を用いて、建屋及び設備・機器の耐震安全性を再評価した結果、既設備の設計で新規制基準を満足している。

以上